

## 卒業生推薦入試（全学部）

本学を専願し、下記のすべての資格・要件を満たす者。合格した場合、入学を確約できる者。

1	①	高等学校または中等教育学校を令和5年3月卒業見込みの者 ※現役生に限る
	②	通常の課程による12年の学校教育を令和5年3月修了見込みの者 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和5年3月までにこれに該当する見込みの者
	③	外国において学校教育における12年の課程を令和5年3月31日までに修了見込みの者、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
	④	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和5年3月31日までに修了見込みの者
	⑤	文部科学大臣の指定した者
	⑥	外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベルを保有する者、もしくは国際的な評価団体の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
	⑦	文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に令和5年3月31日までに合格見込みの者で、令和5年3月31日までに18歳に達する者（大学入学資格検定試験に合格した者を含む）
	⑧	専修学校の高等課程を令和5年3月31日までに修了見込みの者（文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）
	⑨	本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和5年3月までにこれに該当する見込みの者。なお、令和5年3月31日までに18歳に達する者
2	祖父母、もしくは両親のいずれかが昭和大学医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の卒業生である者	

※法定血族の場合は、令和2年3月31日以前に養子縁組をしていること

※学校推薦型選抜入試と卒業生推薦入試の両入試区分の併願はできません。

※外国の高等学校・中等教育学校に在籍していた場合は、出願前（10月31日（月）郵送必着）に入学資格審査が必要となります。  
詳細は、P.36をご覧ください。

※疾病・負傷や身体障害のために、受験・修学に際して特別な配慮を必要とする場合は、出願前（10月31日（月）郵送必着）に申請書等の書類をご提出いただく必要があります。

詳細は、P.38をご覧ください。

## 編入学試験（歯学部）

下記のいずれかの資格を有する者

1	国内の大学を卒業した者または令和5年3月卒業見込みの者
2	国内の大学（短期大学を除く）に1年以上在学し、34単位以上修得した者 ※ただし、単位修得見込み者を除く
3	国内の短期大学を卒業した者または令和5年3月卒業見込みの者

※外国の大学（短期大学）に在籍していた場合は、出願前（10月31日（月）郵送必着）に入学資格審査が必要となります。

詳細は、P.36をご覧ください。

※疾病・負傷や身体障害のために、受験・修学に際して特別な配慮を必要とする場合は、出願前（10月31日（月）郵送必着）に申請書等の書類をご提出いただく必要があります。

詳細は、P.38をご覧ください。

## 編入学試験（保健医療学部看護学科）

看護師免許取得者または看護師免許取得見込みの者で以下のいずれかに該当する者

1	看護系短期大学を卒業した者または令和5年3月卒業見込みの者
2	看護系専修学校の専門課程において、文部科学大臣の定める基準（修業年限2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であること）を満たす3年課程の看護関係学科を修了した者または令和5年3月修了見込みの者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

※疾病・負傷や身体障害のために、受験・修学に際して特別な配慮を必要とする場合は、出願前（10月31日（月）郵送必着）に申請書等の書類をご提出いただく必要があります。

詳細は、P.38をご覧ください。

※勤務を継続したまま、入学することはできません。